

氷見市集中改革プランⅡ

(基本計画)

平成 21 年 12 月
氷見市

目 次

1 プランの概要	1
(1) 名称		
(2) 計画期間		
(3) 策定の趣旨		
(4) プランの構成		
2 改革の視点	2
(1) 収支の均衡		
(2) 行政運営の効率化		
(3) 市民協働の推進と簡素で効率的な行政組織の構築		
3 プランの目標	4
(1) 市税等収入の確保		
(2) 歳出の抑制		
(3) 公債費負担の適正化		
(4) 定員管理の適正化		
4 プランの実施	9
(1) 目標を達成するための方策		
(2) プランの推進		

1 プランの概要

(1) 名称

氷見市集中改革プランⅡ

(2) 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

(3) 策定の趣旨

これまで氷見市は、持続可能な行政体となるよう、「行財政健全化緊急プログラム」（計画期間：H15～18）や「氷見市集中改革プラン」（計画期間：H19～21）で財源不足の解消や定員管理の適正化等について具体的な数値目標を掲げ、行財政改革に取り組んできました。

このうち、今年度を計画期間の最終年度とする「氷見市集中改革プラン」については、計画を上回る歳出の削減を見込んでいるものの、普通交付税等の大幅な減額があったことから、最終年度での収支の均衡は達成できない見込みとなっています。

このような状況を踏まえ、来年度以降の本市の財政状況を推察すると、歳入については、昨今の経済状況等を反映し、今後市税の減収が見込まれ、地方交付税、地方譲与税等についても、国の厳しい財政状況から減少基調にあります。

一方、歳出面では、新しい市民病院の建設、学校の改築や耐震化、高岡地区広域圏ごみ処理施設の建設等の市民生活に直結する大型プロジェクトを、早急かつ確実に実施する必要があることから、来年度以降の 5 年間に、多額の支出が見込まれています。

その結果、計画期間中において、これまでにない状況下で多額の収支不足が生じる見込みであり、現在市が保有する財政調整基金の取崩しだけでは、その解消は不可能な状況にあります。

このような危機的な財政状況を改善するためには、特定目的基金の活用も図りながら、これまで以上に安定した収入の確保と聖域を作らない大胆な支出の抑制を図ることにより、計画期間内の収支の均衡を確実なものにする必要があります。

そして、このプランの実現により、市民にとって必要不可欠な事業を着実に実施するとともに、変化する社会情勢に機敏に対応できる「持続可能な行政体」を目指します。

(4) プランの構成

プランは、改革の視点、プランの目標及びその実施方法を記述する「基本計画」（本書）と、最新の財政収支見通し及びプランの目標を達成するための具体的な取組みを記述する「実施計画」で構成します。このうち、「実施計画」については、社会情勢や行財政環境の変化に適切に対応するため、その内容を毎年見直すものとします。

2 改革の視点

計画期間中の財政収支見通しは、新しい市民病院の建設や学校の改築・耐震化等の大型プロジェクトを実現するため、歳出見込額が歳入見込額を上回り、多額の収支不足が生じるものと見込まれます。

収支の均衡を図りながら市民にとって必要な事業を着実に実施するため、プランでは、以下の3点を改革の視点として、市政全般にわたる改革に取り組みます。

(1) 収支の均衡

安定した収入の確保と削減目標を設定した支出の抑制を図ることに加え、特定目的基金を活用することにより、財政調整基金の取崩しを最小限にとどめ、計画期間内の収支の均衡を図ります。

ア 安定した収入の確保

市税等の収入について、滞納の発生防止に努めるとともに、滞納額の解消により収納率の向上を目指します。また、使用料、手数料等の受益者負担については、近隣自治体との均衡に配慮しながら、行政サービスに係る経費と受益のバランスを見定め、その適正化を図ります。

イ 削減目標を設定した支出の抑制

支出の抑制については、人件費、投資的経費、物件費等といった性質別経費ごとに削減目標を設定します。その場合には、市民の理解が得られるよう、性質別経費間でバランスのとれたものにする必要があります。

ウ 特定目的基金の活用

計画期間中の大幅な収支不足を解消するためには、年度間の財政調整機能をもつ財政調整基金を取り崩す必要があります。しかし、この財政調整基金は、計画期間終了後の収支不足にも備える必要があることから、その取崩しを最小限にとどめるため、市が保有する特定目的基金について、その設置目的にかなう事業の財源として活用を図ります。

(2) 行政運営の効率化

行政経費は最終的には市民負担になることを常に意識しながら、限られた財源の中で最大の行政効果が得られるよう、市が行うあらゆる事務事業について「選択と集中」を基本に、その見直しを行います。

ア 基礎事業の効率的な実施

行政運営に最低限必要とされる基礎的事業について、事務のシステム化等を進めることにより、基礎的事業のより正確で効率的な執行を図るとともに、ランニングコストの軽減に努めます。

イ 任意事業の計画的な実施

市の裁量に任せられる任意事業については、既成概念にとらわれることなく、常に事務事業の「選択と集中」を図り、市民にとって真に必要な事務事業を優先して実施します。

(3) 市民協働の推進と簡素で効率的な行政組織の構築

これから地域づくりには、これまで以上に市民参加が重要となってきており、市民と行政の役割のあり方を踏まえつつ、市民協働の一層の推進に努めます。そのうえで、行政経費を抑制した簡素で効率的な行政組織を目指します。

ア 市民協働の推進

地域を代表する自治振興委員や各種ボランティア等と密に連携し、地域運営等に「地域が自ら行う」、「地域と行政が相互に協力して行う」、「行政が主体となって行う」の3要素をバランスよく取り入れ、市民協働を推進することにより、市民力を積極的に活かした行政運営に努めます。

イ 簡素で効率的な行政組織の構築

市民協働を推進することにより行政が担う役割を見定めたうえで、行政組織の簡素化を図ります。さらに、「民間でできることは民間で」を基本に、行政運営の効率化やサービス水準の向上を考慮しながら、公共施設の統廃合、業務の民間委託等を積極的に進めます。

ウ 定員管理の適正化と職員の能力アップ

定員管理の適正化を図るため、国が示す定員適正化に関する指標等を参考にしながら、目標とする職員数を設定し、新規採用の抑制や臨時職員の活用等によりその実現に努めます。

また、職員一人ひとりの高い意識と資質が求められてくることから、実効性のある研修等を実施し職員の能力アップを図ります。

3 プランの目標

計画期間中の収支不足を解消するための数値目標及び改革方針（「実施計画」に掲げる具体的な取組みの指針となるもの）については、概ね次のとおりです。

(1) 市税等収入の確保（一般財源の確保）

目標①：市税の現年度収納率 98.5%以上を確保

- 現年課税分の収納率については、交付税算定基準の98%を上回る98.5%以上の確保に努めます。
- 滞納の発生防止に努めながら滞納整理を強化して滞納額の解消を図るとともに、市税以外の収入についても、収納率の向上を図り、公平な負担の確保に努めます。
- 日本のどの地域においてもその自治体の財政力に関係なく、住民生活に必要な行政サービスが受けられるよう、全国市長会等を通じ、地方交付税等の安定的な交付を強く国に働きかけます。
- 市が保有する特定目的基金について、その設置目的にかなう事業の財源として活用を図ります。

～改革方針及び具体的な取組みの例示～

● 市税等収入の確保

- ・ 市税現年度課税分収納率の向上
- ・ 新規滞納発生の抑制
- ・ 滞納整理の強化
- ・ 有料広告の拡大 など

● 受益者負担の適正化

- ・ 使用料及び手数料の見直し
- ・ 実費徴収の徹底 など

● 特定目的基金の活用

- ・ 既存事業への基金活用の拡大
- ・ 基金の廃止による一般財源化 など

(2) 歳出の抑制

目標②：性質別経費ごとの削減目標

- 人件費の削減目標 6.5 億円以上
- 公債費の削減目標 1.5 億円以上
- 投資的経費の削減目標 4 億円以上
- 繰出金の削減目標 2 億円以上
- 物件費、維持補修費、補助費等の削減目標 5 億円以上

※ 上記目標額は、平成 21 年 7 月現在の財政収支見通しで試算した収支不足額（約 47 億円）を前提としたものです。

ア 人件費

- 定員管理の適正化や早期勧奨退職制度の運用により、職員数を計画的に減員し、人件費の抑制に努めます。
- 給与水準については、国・県及び近隣自治体との均衡や市の財政状況を考慮し、職員の協力を得ながらその適正化に努めます。

イ 公債費

- 新規借入の抑制に努めるとともに、借換えによる負担の軽減及び平準化を図ります。

ウ 投資的経費

- 新しい市民病院の建設、学校の改築や耐震化、高岡地区広域圏ごみ処理施設の建設等の大型プロジェクトを最優先に実施するものとし、それ以外の投資的経費については、一般財源投入額の計画的な縮減に努めます。

エ 繰出金

- 下水道会計については、前プランに引き続き、新規の下水道投資を厳しく抑制するとともに合併浄化槽の普及の促進に努めます。また、使用料については、近隣自治体の状況をみながら、受益者負担のあり方を検討します。
- 医療・介護に係る保険給付費については、予防事業の実施によりその抑制に努めます。

オ 物件費、維持補修費、補助費等

- 前プランに引き続き、公共施設及び事務事業等の必要性や効果を見極め、今後のあり方を関係機関と協議しながら、再編・整理、廃止・統合等を推進します。
- 民間委託や一元管理による業務の効率化を進めるとともに、内部管理経費の抑制に努めます。
- 補助金・負担金については、補助金等交付基準に基づきながら、更なる見直しを行うことにより、その適正化を図ります。

～改革方針及び具体的な取組みの例示～

- 紹与・報酬等の抑制・適正化
 - ・ 特別職給与の削減継続
 - ・ 各種委員報酬の見直し
 - ・ 職員給料の削減継続
 - ・ 管理職手当の10%削減継続 など
- 公債費負担の適正化
 - ・ 新規借入の抑制
 - ・ 縁故債等の借換えによる公債費の負担の平準化
 - ・ 低利債への借換えによる公債費の負担の平準化 など
- 財政規模に見合った投資的経費の執行
 - ・ 市民生活の安全・安心に係る事業の最優先化
 - ・ 将来負担を考慮した事業実施の徹底 など
- 公営企業等の経営健全化
 - ・ 上水道事業の経営健全化
 - ・ 下水道事業の経営健全化
 - ・ 国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業の適正な運営 など
- 公共施設の管理・運営の見直し
 - ・ 公立保育所の統合再編・民営化
 - ・ 海浜植物園の緑化推進拠点施設化
 - ・ 学校給食センターへの学校給食業務の集約化
 - ・ 公民館のあり方
 - ・ 指定管理者制度の継続及び新規導入 など
- 事務事業の見直し及び内部管理経費の抑制
 - ・ 新規単独事業の終期設定
 - ・ 事務経費の抑制
 - ・ 事務用備品、図書等の一元管理 など
- 補助金・負担金の適正化
 - ・ 国・県の制度や条例等に基づかない補助金の抑制
 - ・ 団体運営費補助金の適正化
 - ・ 協議会等への負担金の見直し など

(3) 公債費負担の適正化

**目標③：公営企業等を含む市債及び公債費に準ずる債務負担行為の現在高
平成 26 年度末 410 億円程度**

計画期間中の普通会計の通常債に係る新規借入額を年間 13 億円程度に抑制し、市の債務総額を、概ね次の表に掲げるとおり、平成 26 年度末で 410 億円程度に圧縮し、公債費負担の適正化を図ります。

(単位：億円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度末市債残高	515	494	513	483	454	428	407
うち普通会計	292	280	263	247	230	216	201
うち公営企業等	223	214	250	236	224	212	206
債務負担行為額	23	19	14	10	7	5	3
債務総額	538	513	527	493	461	433	410

(4) 定員管理の適正化

目標④：総定員の抑制（平成 27 年 4 月 1 日現在の総職員数 419 人程度、平成 22 年 4 月 1 日比較の減員率△13.1%程度）

平成 20 年 4 月 1 日現在の地方公共団体定員管理調査結果をみると、類似団体との比較では、普通会計の合計で、類似団体平均の 489 人を 6 人下回る 483 人となっていますが、人口 1 万人当たりの普通会計職員数では、88.26 人と類似団体の平均（82.18 人）を上回っています（少ないほうから数えて 128 団体中 89 番目）。

のことから、前プランに引き続き、職員数を計画的に減員することにより、定員の適正化を図る必要があります。

具体的には、平成 23 年度以降 5 年間の新規採用の基準（考え方）を次のとおりとし、計画的な職員数の減員を図ることにより、平成 27 年 4 月 1 日の職員数を 419 人程度とします。

○ 新規採用の基準（考え方）

一般行政職	原則 2／3 程度の補充に止める。
保育士	「氷見市立保育所民営化等実行計画」の進捗状況等を踏まえ対応する。
技能労務職	民間事業者が十分なノウハウを有する部門であり、民間委託等の推進により、原則補充を行わない。
消防職	市民の安全・安心に関わる部門であり、原則補充する。

注 実際の職員採用については、将来的な職員の年齢構成等を考慮し、特定年度に採用人数が集中しないよう計画的な採用に配慮します。

【参考】職員数の見込み（新規採用の基準による試算。単位：人）

区分	H22.4.1 職員数 (見込み)	H22.4.2～H27.4.1		H27.4.1 職員数 (見込み)	H22.4.1⇒H27.4.1	
		退職 予定	採用 予定		増減数	増減率
一般行政職	286	50	33	269	△17	△ 5.9%
保育士	50	12	2	40	△10	△ 20.0%
技能労務職	90	32		58	△32	△ 35.6%
消防職	52	10	10	52		
医療職	4	4			△4	皆減
合計	482	108	45	419	△63	△ 13.1%

～改革方針及び具体的な取組みの例示～

● 正規職員数の計画的な減員

- ・ 技能労務職員の定年年齢の見直し
- ・ 早期勧奨退職制度の活用
- ・ 新規職員採用の抑制及び平準化
- ・ 給食調理及び用務員業務の民間委託等
- ・ 嘱託、臨時職員等の活用 など

● 組織・機構の見直し

- ・ 組織・機構のスリム化
- ・ 行政課題等に対応した組織の構築 など

● 市民協働の推進

- ・ 行政運営における市民参加の推進
- ・ ボランティア・N P O等の活性化推進
- ・ 公募等による市政参加の推進 など

● 職員力・組織力の向上

- ・ 限られた資源（人、もの、お金）を最大限に活かすマネジメント能力の向上
- ・ 高度化、多様化する政策課題に対応できる専門的職員の育成
- ・ 職員と組織の力を引き出す人事評価制度の充実 など

● 正確で効率的な事務処理システムの構築

- ・ 現行の電算システムの見直し
- ・ 庁内 LAN を利用した文書例等のデータベース化 など

4 プランの実施

(1) 目標を達成するための方策

ア 実施計画の策定

プランの目標を達成するため、毎年、目標の達成に向けて取り組む具体的な項目を記述した「実施計画」を策定します。この実施計画を策定する際には、財政収支見通しを見直すとともに具体的な取組みについて行政改革推進市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）に意見を聞くものとし、年度終了後には、市民懇話会にその実績を報告するものとします。

○ 実施計画の流れ

時期	内 容	機関等
4月頃	○ 前年度実施計画の実績 報告	市民懇話会
	○ 当該年度実施計画（案） 説明	
5月頃	○ 前年度実施計画の実績 公表	
	○ 当該年度実施計画 公表	
↓	実施計画に基づき、個別具体的な項目に取り組む	(各部局)
翌年 3月頃	○ 当該年度実施計画の実績 取りまとめ ○ 次年度実施計画（案） 策定	(各部局⇒行政改革推進本部)

イ プランの見直し

計画期間中において、行財政環境の変化により現状とプランとの乖離が予想される場合には、変化の度合いや対応策の効果等を考慮しながら必要に応じてプランを見直すものとします。

(2) プランの推進

改革を実現するためには、行政はもとより、市民、議会、関係団体等の理解と協力が重要であり、「市民総ぐるみの改革」であるという意識の醸成が必要になります。

そのため、広報ひみ、市のホームページ、行政チャンネル等の情報媒体を通じて、市の財政状況やプランの内容、その進捗状況を広く市民に提供することにより、市民と行政がともに危機感と改革の必要性を認識し、同じ意識を持って改革を進められるよう、コンセンサスづくりに努めます。

また、行財政運営においては、行政全体が後ろ向きな発想に陥らず、プラス思考での運営に努め、市民の明るい心と豊かな自然を活かした氷見らしいまちづくりを進めていきます。